

砺波総合病院から



市立砺波総合病院
☎32-3320

病院のホームページもご覧ください。

院外処方について

院外処方とは？

院外処方とは国が進める医薬分業の制度に伴い行われるものです。先進国のほとんどが医薬分業を実施しています。医師が薬を渡す代わりに院外処方箋を発行し、保険薬局の薬剤師が処方内容を薬の飲み合わせ等を確認し、お薬を渡すシステムです。

では、なぜ院外処方を推進しているのでしょうか。最も大きな目的は、薬の安全を確保し、薬害を防ぐことにあります。複数の医療機関にかかってお薬を受け取る場合、同じような薬が処方されてしまう可能性や、飲み合わせに問題のある薬が処方される可能性があります。

薬をもらう保険薬局をあらかじめ1か所に決めておけば、これらの問題を防ぐことができます。この薬局を「か

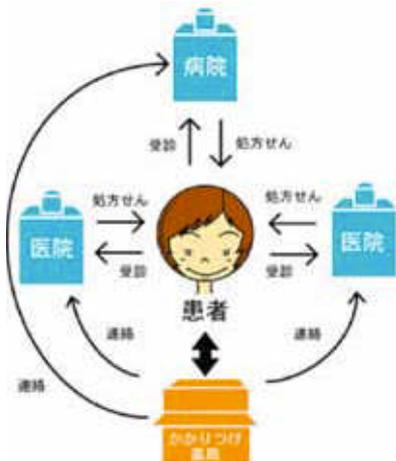
かりつけ薬局」といいます。

医療機関ごとの薬局を利用しただけでは時間とお金の無駄になり薬害を防ぐことは難しくなります。「かかりつけ薬局」では、「薬の正しい選び方・使い方・保管の仕方」、「市販薬や健康食品、サプリメント等との飲み合わせ」についても相談できます。さらに、お薬手帳を利用すれば、薬害の防止につながるだけでなく、新たに薬を処方してもらった時にも役に立ちます。ここで院外処方のメリットとデメリットを示しますと、

院外処方のメリット

- ① 診察後の院内での待ち時間が短縮される。
- ② 薬の服用の記録（薬歴）を作り、処方箋に書いてある薬だけでなく、今まで服用したことのある薬や、現在服用中のお薬（大衆薬、健康食品などを含む）のことまで考慮に入れ、適切な指導を受けられる。
- ③ 価格の安いジェネリック医薬品を自由に選択でき、薬剤費を安くできる。
- ④ 複数の医療機関から薬をもらっている方は、薬局（かかりつけ薬局）を1か所にすることで薬の重複投与を避け、薬の飲み合わせをエックできる。

「かかりつけ薬局」を決めている場合



「かかりつけ薬局」があなたのお薬を交通整理します。

院外処方のデメリット

- ① 病院と保険薬局の2か所を訪問しなければならぬので二度手間である。
- ② 患者さんの薬歴管理や服薬指導などを行うため、患者さんの負担する金額が少し高くなる。

「かかりつけ薬局」を決めていない場合



お薬同士の重複や相互作用が心配です。

最近、日本における新薬の認可が欧米と同じように早くなりました。新薬は限られた患者さんからの臨床データを用い許可されたもので、いろいろな薬との飲み合わせのデータは豊富ではありません。また、健康食品やサプリメントがイン

ターネット、通販で簡単に購入できるようになりました。健康食品の成分には日本では認可されていないものが海外では医薬品として認可されているものもあります。今年4月からは、医療費の増加を抑えるために積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用する政策も実施されています。

このように薬を取り巻く環境は多様化しています。患者さんご自身が、自分の大切な薬の情報をまとめて管理できる「かかりつけ薬局」をもち、安心して薬を使用してください。



病院敷地内禁煙を お願いします

病院には気管支ぜんそく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、妊婦、赤ちゃんを抱いたお母さんも通っています。

～あなたならきっとできる～

★禁煙開始方法

思い立ったら吉日、いまから禁煙！

禁煙対策委員会